令和2年改正個人情報保護法

ファイ法律事務所

弁護士・情報処理安全確保支援士 安藤広人

はじめに

令和2年に個人情報保護法が改正されました。

ここでは、都民の皆様と事業者の皆様に関係が深いと思われる部分を中心に、今回改正された点についてご説明します。

改正された個人情報保護法は、令和4年4月1日に全面施行される予定です(法定刑の引き上げについては既に施行されており、また、23条2項により個人データを第三者に提供しようとする際の経過措置については、令和3年10月1日に施行予定です)。

令和3年3月末日時点では、改正部分のガイドラインは未公開ですが、今後公開される予定ですので、必要に応じて個人情報保護委員会のウェブサイトをご確認ください。

また、個人情報保護法は、令和3年においても改正される予定です。

<u>なお、本稿については、当職個人の見解によるものであり、東京都その他公的機関および当職が所属する法律事務所の見解を示すものではありません。</u>

法律・政令・規則の条文については、全て令和2年改正法後のものを記載しています。令和3年改正法により、条文の番号が大幅に変更される見込みです。

令和2年改正個人情報保護法の概要

令和2年改正個人情報保護法の改正事項は、以下の図表のとおり、大きく4つに分けることができます。

本人に対しては自らの情報がどのように取扱われているのかを知ることができる機会の充実やコントロールの充実が図られており、 その内容次第で提供や取扱いを拒否することができるようになっています。一方で、**事業者***は、本人への情報開示が充実した裏返し として、プライバシーポリシー等の開示事項の見直し、新たな利用方法への対応の検討等、改正事項全般について対応が必要です。

1. 本人関与の強化

- a. 利用停止・消去等の請求権について、おそれがある場合も含めることとし、要件を緩和する。
- b. 本人に第三者提供記録についての開示請求権を認める。
- c. 短期保存データについても開示等の対象とする。
- d. 本人が電磁的方法を含め開示方法を選択できる。

3. データ利活用

- a. 個人データから氏名等を削除した「仮名加工情報」を 新たに定義し、一定の義務を緩和する。
- b. 提供元では個人情報に該当しないが、提供先において 個人情報に該当することが想定される情報(個人関連 情報)について、本人同意の確認を義務付ける。
- c. 不適正な方法での個人情報の利用を禁止する。

2. インシデント対応

a. 一定規模以上の漏えい等のインシデント発生時(恐れがある場合も含む)に個人情報保護委員会への報告および本人への通知を義務化する。

4. 公表事項の充実

- a. 公表事項の充実
- b. 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先 事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情 報提供の充実等を求める。

その他:罰則の強化、オプトアウトによる第三者提供の制限、外国事業者への報告徴収・命令の強化、企業の特定分野を対象する認定団体の認可を可能とする等 *個人情報取扱事業者をいいます。以下同じ

事業者の改正対応のポイント

事業者は全般的に改正対応を行う必要がありますが。例えば、前述した4つの改正事項ごとに、(1)データの取扱い方法の確認・検討、(2)業務フロー等の変更、(3)表示内容等の見直しの順序で対応することが考えられます。

改正事項 改正対応

- (1)個人データ取扱い方法の確認
- (2)業務フロー・手 順書の新設・変更

(3)表示・契約内容 の新設・変更

- 1. 本人関与の 強化
- ✓ 利用終了後データ の取扱いの検討
- ✓ 短期保存データの見直し
 - 開示請求に対する 業務フローの作成・変更
- ✓ 開示請求について のプライバシーポ リシー等の変更

- 2. インシデン ト対応
- ✓ インシデント発生 の検知、ログの取 得
- ✓ インシデント発生 時の業務フローの 作成・変更
- ✓ 委託契約等においてインシデント発生時の通知義務の規定

- 3. データ 利活用
- ✓ 個人関連情報の取 扱状況の確認
- ✓ 仮名化情報として の利用の検討
- ✓ 不適正利用の排除
- ✓ 個人関連情報の提供先における同意 取得の確認・記録
- ✓ 仮名化情報として の新たな利用目的 の開示

- 4. 公表事項の 充実
- ✓ 取扱い方法の再確認
- ✓ 越境移転の有無の 確認
- ✓ 利用目的等の変更 時における表示の 変更フローの確認
- ✓ 安全管理措置の開示
- ✓ 利用目的等の表示の 再確認
- 越境移転の同意等について表示等の再確認

改正対応のスケジュール

ガイドライン(GL)、Q&A(QA)の公表に合わせて徐々に見直しを開始し、施行数か月前までに基本方針を固め、対応を行います。

2021年3月 6月以降 政令等公布 GL・QA公表

10月1日 オプトアウト規制施行 2022年4月1日 完全施行



(1)取扱い方法の確認

データの取扱い方法については、システムの変更を必要とする場合もあり、また、他の対応の基本となるため、先行して行います。オプトアウト規制の強化については、先行して施行されるため早急な対応が必要です。

(2)業務フロー・手順の新設・変更

業務フローについては、実際に実務を行う従業員の教育とセットで行うため、少し余裕をもったスケジュールとする必要があります。

(3)表示・契約内容の新設・変更

表示の新設・変更については、施行前にある程度告知期間を設けて変更を告知する必要があります。また、契約内容の変更については、ひな形の改訂のほか、契約更新の機会に変更を行います。

a. 利用停止等の要件緩和

現行	改正後
保有個人データの利用停止・消去	保有個人データの利用停止等*は、現行法で定められている場
請求ができるのは、目的外利用、	合に加えて、
不正取得の場合に限定されていま	① 利用する必要がなくなった場合
した。	② 重大な漏えい等が発生した場合
第三者提供の停止請求についても、	③ 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合
第三者提供義務違反の場合に限定	にも拡充されます(30条5項)。
されていました。	利用停止等が認められる場合、 <u>事業者は、必要な限度で利用</u>
	<u>停止等に応じる必要があります</u> が、一定の例外も設けていま
	す(同6項)。
	*利用停止、消去及び第三者提供の停止をいいます。

> 改正の理由

改正前の個人情報保護法では、利用停止や消去についての規定が設けられていましたが、目的外利用や不正取得の場合に限定されていました。しかし、本人関与の強化のため、改正法では、本人が望まない形での個人情報の利用についても、利用停止や消去等の対象としています。

a. 利用停止等の要件緩和

▶ 「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれ」については、抽象的な理由でも利用停止等を行わなければならないのではないでしょうか?

「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」があるといえるためには、法目的に 照らして保護に値する正当な利益が存在し、それが侵害されるおそれがあることが必要です。例え ば、電話の加入者が、電話料金の支払い免れるため、電話会社に対して課金に必要な情報の消去を 要するような場合には正当な利益がないものと考えられます。

▶ 「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度」とは?

事業者は、本人からの請求が「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度」を超えている場合には、必要な限度を超える部分については、請求を拒むことができます。例えば、本人より保有個人データの全てについて、事業者に利用の必要がなくなったとして利用停止等が請求されたとしても、実際には一部の保有個人データについては、利用を継続している場合には、利用する必要がなくなった保有個人データに限定して利用停止等を行うことができます。

対応の POINT 事業者は、本人からの開示請求等について対応の業務フローを作成している場合には、対応すべき場合の追加が必要です。開示手続きについて、プライバシーポリシー等で開示している場合には、改訂する必要があるのか検討が必要です。

また、利用する必要がなくなった保有個人データについては、情報セキュリティの観点からも、消去や仮名加工情報への加工などの対応を検討します。

b. 第三者提供記録の開示

現行	改正後
第三者提供記録については、本人 の開示請求の対象となっていませ んでした。	第三者提供記録についても、本人による開示請求の対象となりました(28条5項)。

> 改正の理由

改正前の個人情報保護法においては、本人による第三者提供記録の開示請求は認められていませんでした。しかし、本人が自身の個人データの流通を把握することを容易にし、事業者に対する開示等の権利行使を行うことを容易にするため、改正法では第三者提供記録自体についても開示請求の対象とすることとしました。この改正により、本人は事業者に対して、開示請求を行うことによって、自身の個人データの入手元を把握することや、自身の個人データが誰に第三者提供されているかを知ることが可能となります。

▶ 第三者提供記録の開示については例外事項は定められていますか?

記録の存否を明らかにすることによって、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがある場合や、違法、不当な行為を助長し、誘発するおそれがある場合等は、開示の例外とされています(28条5項、規則9条)。

b. 第三者提供記録の開示

▶ 第三者提供記録を契約書等の代替手段で行っている場合、どのような記録を開示すればよいでしょうか?

第三者提供記録については、一定の場合契約書で代替することができます(規則12条3項、同16条3項)。この場合には、本人にとって不要な部分までを開示する必要はないと考えられますが、具体的にどのように対応するべきかについては、今後公表が予定されているガイドラインにおいて示される予定です。

対応の POINT

事業者は、本人からの開示請求等について業務フローを作成している場合には、第三者提供記録の開示請求があった場合について追加が必要です。

また、開示手続きについて、プライバシーポリシー等で開示している場合には、改訂する 必要があるのか検討が必要です。

c. 短期保存データ

現行	改正後
6ヶ月以内に消去するデータ(短期保存データ)は保有個人データ に含まれず、開示、利用停止等の対象外でした。	6ヶ月以内に消去するデータ(短期保存データ)も保有個人 データに含まれ、開示、利用停止等の対象とすることとなりま した(2条7項)。

> 改正の理由

短期で消去されることが予定されている個人データ(短期保存データ)については、個人の権利利益を侵害する可能性が低いと考えられたため、保有個人データに含まれないとされ、短期とは6ヶ月とされていました。しかし、短期で消去されることが予定されている個人データであっても、漏えいしてしまえば、本人に対する影響は長期保有される予定の個人データの場合と変わらないため、本人の関与を認めることが適当であると考えられます。

そこで、短期保存データについても保有個人データに含まれる形で改正がなされました。

対応の POINT 事業者は、6ヶ月以内に消去することを予定している個人データについて、保有個人データとしての取扱いを行っていない場合には、対応が必要となります。システム面での対応が必要となる可能性があるため、早期に対応の要否を検討する必要があります。

d. 開示の方法の見直し

現行	改正後
保有個人データの開示方法は書面 の交付による方法が原則とされて いました。 また、開示方法は事業者が決める ことができていました。	保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示することができるようになりました(28条1項、 2項、規則18条の6)。

> 改正の理由

改正前の個人情報保護法においても、本人は事業者に対して、事業者が保有する保有個人データの開示請求が認められていましたが、開示の方法としては書面によることが原則とされていました。 しかし、情報技術の進展により、事業者が保有している保有個人データの量が膨大となる場合や 音声データなど書面での開示が難しい場合などもあり、改正法では、保有個人データの開示方法に ついて、電磁的記録での開示も含め、本人が指示できるようになりました。

本人は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法、または、その他当該事業者の定める方法のいずれかを選択して開示の請求をすることができます。

d. 開示の方法の見直し

▶ 本人の指示する方法に従わなくてもよい場合はありますか?

本人が電磁的記録の提供による開示を求めたとしても、事業者が書面での管理しか行っていない場合や実際に開示請求に対応するためには大規模なシステム開発を行う必要がある場合などには、「当該方法による開示が困難である場合」(28条2項)として、書面による交付の方法によって開示を行うことができます。

対応の POINT 事業者は、本人による開示請求があった場合の業務フローを作成している場合には、開示方法について本人の指示を確認するステップを付加するについて検討する必要があります。 また、プライバシーポリシー等で開示の方法について明示されている場合にも、改訂する必要があるのか検討する必要があります。

a.漏えい等の報告等

現行	改正後
漏えい等が発生した場合の個人情報保護委員会への報告は、法律上の義務とはされていません。 同様に、本人への通知についても、 法律上の義務とはされていません。	規模の大きい漏えい等については、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を法律上の義務とすることになりました(22条の2)。

> 改正の理由

事業者において、漏えい等の事態が発生した場合であっても、法律上の義務とされていないため、 個人情報保護委員会への報告や本人への通知がなされていない場合がありました。

しかし、個人情報保護委員会は、漏えい等の事態を早急に把握し、必要な措置を行う必要があること、本人についても、漏えい等を早急に把握し、本人の権利保護を行う必要があることから、法律上の義務とされました。

a.漏えい等の報告等

▶ どのような事項を報告、通知しなければならないのでしょうか?

- ・個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務とされるのは、個人データの漏えいだけで はなく、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に問題が生じるケースです。
- ・また、報告、通知義務がある事故は、個人の権利利益を害するおそれが大きいものに限られており、次の4つの場合が対象とされています(規則6条の2)。
 - ①個人データに要配慮個人情報を含むもの
 - ②財産的被害が発生するおそれがあるもの クレジットカード番号やインターネットバンキングのID・パスワード等
 - ③不正の目的をもって行われたおそれがあるもの 不正アクセスや従業員の持ち出し等
 - ④ 1,000人を超える漏えい等
- ・漏えい等があったか否かについて、技術的に明確にならない場合もありますが、その場合であっても、個人情報保護委員会が事態を把握し、また本人が対応を行うことが必要であるため、漏えい等のおそれがある場合にも、報告及び通知が義務であるとされています。
- ・一方で、高度な暗号化等の秘匿がなされている場合には、対象外であるとされています。

a.漏えい等の報告等

▶ 報告及び通知に時間的制限はありますか?

個人情報保護委員会に対する報告については、速報と確報の二段階とすることとし、速報については、事業者が事態を把握した後、速やかに行うこととされています。具体的な時間の目安については、ガイドラインで定められる予定です。

確報については、事態を把握した後、30日以内とされていますが、不正利用の目的のおそれがある事態の場合には、実態の把握に時間がかかることが予想されることから60日以内とされています。

▶ どのような事項を報告や通知すればいいのでしょうか?

個人情報保護委員会への報告の内容は、①概要、②漏えい等の発生した個人データの項目、③漏えい等の発生した個人データに係る本人の数、④原因、⑤二次被害のおそれの有無及びその内容等となっており、速報では、その時点で把握している事項について報告をすれば足りることになっています。

また、本人に対する通知については、当該事態の状況に応じて速やかに行うものとされており、個人情報保護委員会に対する報告と同時に行う必要まではないとされています。本人への通知については、電子メールや郵便による通知が考えられますが、本人の連絡先が不明であったような場合には、事案の概要の公表や問い合わせ窓口の設置などによることもできます。

a.漏えい等の報告等

▶ 個人データの取扱いを業務委託していますが、委託先で漏えい等のインシデントが発生してしまいました。どのような対応をすればよいでしょうか。

業務委託先で、漏えい等の事態が発生した場合、委託元と委託先の双方が個人データを取り扱っている場合には、原則として双方が報告義務を負うことになります。

しかし、委託先が委託元である個人情報取扱事業者に対して漏えい等の事態が発生したことを通知した場合には、委託先は個人情報保護委員会への報告義務が免除されます(22条の2第1項但書)。この委託先から委託元への報告についても速やかに行われる必要があります(規則6条の4)。

a.漏えい等の報告等

対応の POINT

事業者は、保有する個人データについて漏えい等のおそれがあることを認識した場合には、速やかに個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が必要な事態であるのか否かを判断し、対応する必要があります。

ただし、実際には、インシデントが発生してから対応を行おうとするのでは、対応が後 手に回る可能性がありますので、事前にある程度の準備をしておく必要があります。

事前の準備の内容としては、個人データについて高度な暗号化が施されている場合には、報告義務の対象とならないとされていることや、漏えい等のインシデントの内容が明確な場合には、報告義務の対象とならないことも想定されることから、①平時の情報セキュリティに対する施策(暗号化やログの取得等)が重要であるといえます。また、インシデント発生時には、個人情報保護委員会への報告以外にも種々の対応が必要となりますので、②事業継続計画(BCP)等にインシデント発生時の対応を加えることも検討されます。

a. 仮名加工情報

現行	改正後
データ内の氏名等個人情報を仮名 化して利活用を行ったとしても、 仮名化という概念が定められてい ないため、個人情報としての規律 全てに準拠しなければなりません でした。	事業者内部での利用を容易にするため、個人情報を仮名加工したものを仮名加工情報として新たに定義し、以下のとおり、個人情報についての一定の義務を緩和しました。 ① 利用目的の変更制限の緩和(15条2項)当初の利用目的外でも利用が可能になります。 ② 漏えい等の報告等の緩和(22条の2)仮名加工情報が漏えい等した場合でも、報告等の義務は課されません。 ③ 開示、利用停止等の請求対応の緩和(27条から34条まで)本人からの開示や利用停止等の請求の対象とはなりません。

a. 仮名加工情報

現行	改正後
	一方で、仮名加工情報は事業者内部での利用に限定するため、次の義務が課されます。 ① 削除情報等についての安全管理措置義務(20条及び35条の2第2項) 仮名加工情報を作成するに際して削除した情報や加工方法について安全管理措置を講じなければなりません。 ② 第三者提供禁止義務(35条の2第6項) 仮名加工情報を第三者に提供することは禁止されています。 ③ 識別行為禁止義務(35条の2第7項) 仮名加工情報と他の情報を照合すること等により本人を識別することは禁止されています。 ④ 連絡等禁止義務(35条の2第8項) 仮名加工情報を利用して本人と連絡を取ることは禁止されています。 なお、仮名加工情報については、匿名加工情報と異なり、加工前の個人情報も残したまま、個人情報としてこれまで通り利用することができます。

a. 仮名加工情報

> 改正の理由

事業者によっては、保有している個人データを安全管理措置の一環として、データ内の氏名等を削除し、仮名化した形で利用していることがありました。しかし、仮名化された場合であっても、特に仮名化についての規定はなく、個人情報としての規律の対象となっていました。

仮名化された個人情報は、本人を直接特定識別する情報を含んでおらず、個人の権利利益が侵害されるリスクが相当程度低くなっていると考えられるため、「仮名加工情報」の概念を改正法で設け、個人情報に関する規律の一部を適用しないこととして、事業者内部での個人情報の利用を容易にできるようにしています。

▶ 仮名加工情報はどのように利用されるのでしょうか?

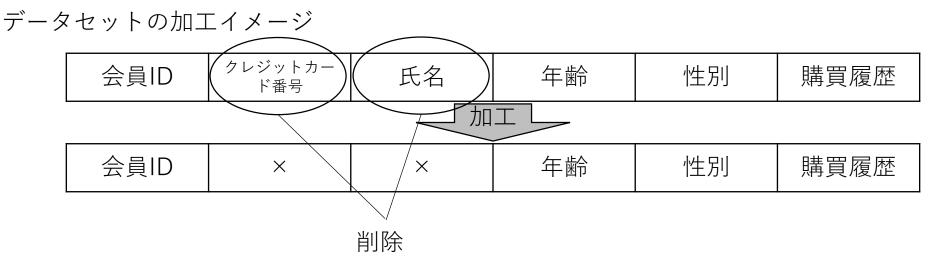
仮名加工情報は、利用目的の変更の制限についての規制が適用されないため、事業者が個人情報 を取得した時点で想定していなかった方法で利用を行う場合に、新たに利用目的を公表等した上で、 仮名加工情報に加工したうえで、利用することが想定されます。

a. 仮名加工情報

▶ 仮名加工情報はどのように作成すればよいでしょうか?

仮名加工情報を作成するためには、以下の3点の情報の削除、置き換えが必要とされています (規則18条の7)。

- ① 氏名等の特定の個人を識別できる記述等
- ② 個人識別符号
- ③ 財産的被害が生じる恐れのある記述等 クレジットカード番号、インターネットバンキングのID・パスワード等 具体的な加工の例については、今後ガイドライン等において示すことが検討されています。



a. 仮名加工情報

▶ 仮名加工情報は第三者提供することはできないのでしょうか?

仮名加工情報は第三者提供することはできません(35条の2第6項)。しかし、個人情報を仮名化した上で、個人データの第三者提供の規制(23条)に従い第三者に提供することは可能です。 その際、仮名化の方法により仮名加工情報と同等の仮名化がなされたとしても、事業者が仮名加工情報として取り扱わないのであれば、安全管理を施した個人情報として取り扱うことができます。

対応の POINT

事業者は、保有する個人データの取扱いにおいて、①利活用の側面、及び、②情報セキュリティの側面から、仮名加工情報を利用するか否かを検討する必要があります。仮名加工情報は、第三者提供が禁止されるなど、利用に一定の制限があるため、現時点での利用方法がかかる制限をクリアできないのであれば、仮名加工情報としての利用は難しいということになります。

改正前においては、利用目的の観点から利用を躊躇していたような案件があるのであれば、 仮名加工情報として利用が可能となる場合があります。この場合、新たな利用目的につい て公表を行う必要があります。

a. 個人関連情報

現行 改正後 個人関連情報という概念を設け、個人関連情報を事業に供す 提供元においては個人データでは ないが、提供先において他の情報 る者(個人関連情報取扱事業者)は、提供先が個人関連情報 を個人データとして取得することが想定されるときには、当 と照合することにより個人データ となる場合について、当該データ 該個人関連情報に関して、あらかじめ提供先において本人の 同意が得られていなければ、提供してはならないこととしま を提供することは、何ら規制はさ した(確認義務) (26条の2)。 れていません。 また、個人関連情報取扱事業者は確認した事項について記録 する必要があります(同3項)

> 改正の理由

提供元では個人データではないが、提供先において個人データとなる場合、本人関与の機会がないまま個人情報が収集されることになってしまうことから、個人関連情報という概念を設け、個人関連情報を取り扱う事業者に対して、個人関連情報を第三者提供する場合、提供先において本人の同意を取得していることの確認、記録を行う義務を課すこととしました。

b. 個人関連情報

▶ 個人関連情報の規制イメージ

提供元

共通ID	購入履歴
1234567	飲料
2345678	デザート



提供先

共通ID	氏名	年齢
1234567	甲野太郎	23
2345678	乙本花子	46

共通ID	購入履歴
1234567	飲料
2345678	デザート

提供元においては個人データではないが、提供先における個人データと共通IDと突合することによって個人データとなります。このように提供元では個人データではないが、提供先で個人データとなる場合が規制の対象となります。

▶ 個人関連情報とは、どのような情報をいうのでしょうか?

個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものとされています(26条の2第1項柱書)。

具体的には、氏名と結びついていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、cookie等が該当します。

b. 個人関連情報

▶ 「提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるとき」とはどのような場合をいいますか?

提供元の認識または一般人の認識をもとに、個人データとして取得することが想定されるかどうかを判断することが検討されています。例えば、提供先の事業者から提供前に個人関連情報を取得した後に他の情報と照合して個人データとすることが告げられていた場合、提供元は提供する個人関連情報が個人データとして取得されること想定することができるといえます。また、第三者に個人関連情報を提供する際、当該第三者において当該個人関連情報を氏名等と紐付けて利用することを念頭に、そのために用いる固有 I D等も併せて提供する場合には、個人データとして利用されることが一般人の基準からみて明らかといえるでしょう。

▶ 本人からの同意の取得は誰がどのような方法で行えばよいでしょうか?

本人からの同意の取得については、提供先が、本人に対して必要な情報提供を行い、本人がそれをよく理解した上で、明示の同意を得ることが必要です。どのような内容の情報の提供を行う必要があるのか、提供元においても提供先を代行して同意を得ることができるのか等の具体的な内容はガイドライン等で示される予定です。

b. 個人関連情報

▶ 提供元による提供先の同意の確認及び記録はどのような方法で行えばよいでしょうか? 提供先の同意の確認については、提供先の第三者から本人の同意を得ていることを申告してもらう方法で足ります(規則18条の2第1項)。

また、記録については、①本人の同意を得ている旨、②個人関連情報を提供した年月日、③提供先の氏名及び住所、④提供する個人関連情報の項目の記録が必要です(規則18条の4第1項)。

対応の POINT

事業者は、第三者に提供している個人関連情報がある場合、提供先において提供した個人関連情報が個人データとならないのかについて、確認を行う必要があります。確認した上で、改正に対応する必要がある場合には、提供先の同意取得の確認及び記録が必要となります。なお、cookie等の扱いについては、各プラットフォーマーにおいてそれぞれ対応を行っているケースがあり、留意する必要があります。

c. 不適正な利用の禁止

現行	改正後
個人情報の取得については、適正 な手段によることが必要ですが、 取得後は、特定された利用目的の 範囲内での利用という制限はあり ますが、一般的な形で不適正な利 用を制限する規定はありませんで した。	違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用を違法とすることとなりました(16条の2)。

> 改正の理由

個人の権利利益の保護に照らして、看過できないような方法で個人情報が利用されている事例が 一部で見られたため、改正法では、事業者は、違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法に より個人情報を利用してはならない旨を明確化しました。

c. 不適正な利用の禁止

➤ 不適正利用に該当するのはどのような場合でしょうか?

不適正利用の対象となる行為については、個人情報の不適正な利用による個人の権利利益の侵害を防止する点にあり、法目的に照らして看過できないような相当程度悪質なケースが想定されています。

不適正利用に該当すると考えられる例については、①違法な行為を営むことが疑われる者(例: 貸金業登録を行っていない貸金業者)からの突然の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害 等、当該違反事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該違反事業者 に当該本人の個人情報を提供すること、②広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信依 頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広 告配信のために、自社で取得した個人情報を利用すること等が検討されています。

対応の POINT

不適正利用に該当する例については、一見して不適正であると理解できる事案が検討されています。しかし、個人情報を自動的に利用している場合には、一見して不適正であると考えられる場合についても、見落として利用してしまう恐れがあります。したがって、自動的に個人情報を利用している場合には、誤って不適正利用してしまわないような業務システムとなっているのか、検討を行う必要があります。

a. 公表事項の充実

現行	改正後
保有個人データについて事業者の 氏名や利用目的、開示請求等の手 続等、一定の事項の公表が必要と されています。	現行の規定に加えて、 ①事業者の住所や法人の代表者の氏名 ②安全管理のために講じた措置 についても公表事項とされることになりました(27条1項1号、 4号、施行令8条1項)。 また、利用目的については、本人が合理的に予測できる程度 に特定することが必要です。

> 改正の理由

公表事項が義務とされているのは、本人関与の実効性を確保するためですが、現行では本人が内容を判断できるのは利用目的だけにとどまっています。そこで、個人情報の取扱体制を確認できるように安全管理措置の内容も公表事項とすることとしました。

また、利用目的については、個人情報の活用の方法が広がっていることに鑑みて、本人の予測可能性がある形で特定することがガイドラインで求められる予定です。

a. 公表事項の充実

▶ 安全管理のために講じた措置についてはどのような事項を公表すればよいでしょうか?

事業者は、保有している保有個人データについて講じている安全管理措置について公表することとなりました。もっとも、安全管理措置の内容によっては、その内容の公表により安全管理に支障を及ぼすおそれもあります。そこで、公表することにより保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものについては、公表対象から除外されています。

具体的にどのような事項を公表するか、また、どのような事項が公表対象から除外されるかについては、ガイドライン等で明らかにされる予定ですが、現時点では、次のような事項が検討されています。

- ・安全管理のために講じた措置の例(公表対象) 内部規律の整備、組織体制の整備、不正アクセス等の防止、外的環境の把握
- ・安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものの例(公表非対象) 個人データが記録された機器等の廃棄方法、盗難防止のための管理方法、個人データ管理区域の入 退室管理方法、アクセス制御の範囲・アクセス者の認証手法等、不正アクセス防止措置の内容等

a. 公表事項の充実

▶ 利用目的の特定はどの程度行う必要がありますか?

個人データの活用法が多様化する中で、本人がどのように自身の個人情報が取り扱われているのかを合理的に想定することができなくなっています。そこで、本人が合理的に予測等できないような個人データの処理が行われる場合、どのような取扱いが行われているかを本人が予測できる程度に利用目的を特定することが必要です。

例えば、次のような粒度での利用目的が必要であるとの検討されています。

- ・閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析し、本人の趣向に応じた広告を配信するケース
- 取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣向に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。
- × 広告配信のために利用いたします。

対応の POINT

事業者は、安全管理措置の公表義務に対応するため、プライバシーポリシーの変更を行う 必要があります。

また、利用目的についても特定の程度について、再度検討を行う必要があります。

b. 越境移転に係る情報提供の充実等

現行	改正後				
外国にある第三者に個人データを	改正後は、これらの要件に基づく移転時に一定の義務が課さ				
提供するためには、	れることになりました。				
①本人の同意	①「本人の同意」については、				
②基準に適合する体制を整備した	・同意取得時に、移転先の外国における個人情報の保護に関				
事業者	する制度等の情報提供				
③我が国と同等の水準国	②「基準に適合する体制を整備した事業者」に対する提供に				
のいずれかの要件を満たす必要が	ついては、				
ありました。	・相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置の実				
	施				
	・本人の求めに応じて必要な措置に関する情報の提供				
	を行う必要があります(24条2項、3項)。				

b. 越境移転に係る情報提供の充実等

> 改正の理由

外国にある第三者への個人データの提供については、同意の取得の際に外国への移転についても同意を求める必要があるなど、一定の制限がありましたが、越境移転の機会が広がる中で、自らの個人データの移転先の状況について十分に知らされていないとの指摘がありました。

そこで、改正法では、事業者の負担にも配慮しつつ、移転先の事業者やその事業者が置かれている外国の状況について、本人への情報提供を求めることとしています。

▶ 同意取得時に本人にどのような情報を提供すればよいでしょうか?

同意取得時に本人に提供すべき情報は、①外国の国名、②当該外国における個人情報の保護に関する制度、③当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置です(24条2項、規則11条の3第2項)。

実際にどの程度の情報を提供すべきかについては、本人が個人データの越境移転に伴うリスクについて適切に把握できることと、事業者の負担の調和の見地から決められることになります。②当該外国における個人情報の保護に関する制度については、個人情報保護法との間の本質的な差異が認識できる程度の内容が、また、③当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置については、個人データの取扱いについて日本の個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異をが認識できるような内容が求められ、その具体的な内容については、ガイドラインにおいて示される予定です。

b. 越境移転に係る情報提供の充実等

▶ 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置の実施については、どのような措置をすればよいでしょうか?

基準に適合する体制を整備した事業者に対する提供にあたって、提供元に要求される相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置については、

- ①提供先事業者における履行状況を定期的に確認すること
- ②提供先事業者による履行と関係する外国の法令を定期的に確認すること
- ③提供先事業者による履行が困難になった場合には、提供を停止することが求められ(24条3項、規則11条の4第1項)、その具体的な内容については、ガイドライン等で示される予定です。

b. 越境移転に係る情報提供の充実等

- ▶ 本人の求めに応じて提供すべき必要な措置に関する情報とはどのようなものでしょうか?
 - 本人の求めに応じて提供すべき必要な措置に関する情報については、
 - ・定期的に移転先の第三者に対して実施する確認の対象、頻度及び方法
 - ・移転先の第三者による相当措置の実施に関する支障及び当該師匠への対応等
 - を本人の求めに応じて提供すべきであるとされています。
 - 具体的には、定期的に移転先の第三者に対して実施する確認の対象、頻度及び方法として、
 - ①基準適合体制の整備の方法
 - ②基準適合体制に基づいて移転先の第三者が講ずる相当措置の概要
 - ③移転先の第三者が所在する外国の名称
 - ④当該外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及び概要
 - ⑤移転元の事業者が確認を行う頻度及び方法
- 移転先の第三者による相当措置の実施に関する支障及び当該師匠への対応等として、
 - ⑥移転先の第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
 - ⑦当該支障に対して移転元の事業者が講じた措置の概要
- について、本人の求めに応じて提供する必要があります(24条3項、規則11条の4第3項)。

b. 越境移転に係る情報提供の充実等

対応の POINT

個人データを越境移転している事業者は、同意による提供の場合には、提供する情報の内容について、また、基準に適合する体制を整備した事業者に対する提供の場合には、体制の整備状況の確認や本人からの求めに応じた情報の提供が求められるようになりました。事業者は、個人データを越境移転しているのか否かの確認と、越境移転している場合の法的根拠を確認した上で、法に準拠した形で、同意書の内容の変更や、取引先の状況の確認等の対応を行う必要があります。

5. その他

オプトアウトによる第三者提供の制限

現行	改正後
個人データは、本人の同意 のほか、オプトアウト規定 によっても第三者提供でき る。 しかし、要配慮個人情報に ついては、オプトアウト規 定でも第三者提供できない。	要配慮個人情報に加えて、 ①不正取得された個人データ ②オプトアウト規定により第三者提供された個人データ についてもオプトアウト規定により第三者提供することができないこととなりました(23条2項)。

> 改正の理由

いわゆる名簿屋等により、個人データが売買されている実態があり、不安の声が大きかったことから、オプトアウト規定により第三者提供できる範囲を限定しています。改正により、本人が知らないところで個人データが拡散していくことに対して、一定の歯止めがかけられることが期待されます。

5. その他

罰則

一定の事項に対する違反について罰則の法定刑が引き上げられています。法定刑の引き上げについては、令和2年12月12日から施行されています。

		懲役刑		罰金刑	
		改正前	改正後	改正前	改正後
個人情報保護委員会から命令への 違反	行為者	6月以下	1年以下	30万円以下	100万円以下
	法人等	_	_	30万円以下	1億円以下
個人情報データベース等の不正提 供等	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	_	_	50万円以下	1億円以下
個人情報保護委員会への虚偽報告 等	行為者	_	_	30万円以下	50万円以下
	法人等	_	_	30万円以下	50万円以下